

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	資格に関する規定の見直し（規制緩和） （施策目標 1 - 1 生涯を通じた学習機会の拡大）	
担当部局	文部科学省生涯学習政策局社会教育課（課長：平林 正吉）	
評価実施時期	平成 20 年 2 月 18 日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（概要）</p> <p>社会教育主事、司書及び学芸員等の資格要件（実務経験）については、それぞれ、社会教育主事補、司書補及び学芸員補としての勤務経験を中心としているが、今般、資格を取得するための要件として評価される実務経験が、社会教育主事補、司書補又は学芸員補のいずれでも可となるよう範囲を拡大する。</p> <p>（必要性）</p> <p>近年、図書館と博物館による共同企画や連携事業の実施など社会教育施設相互間の連携協力が進展しており、図書館・博物館の事業が、単に図書の貸し出しや博物館資料の展示のみならず、来館者や学習団体等への指導・援助、活動の機会の提供など、より積極的に幅広いものとなってきている。このため、社会教育関係の専門職として求められる知識・技能やその職務に関する理解は、当該専門職が配置される社会教育施設で従来求められてきたものにとどまらなくなってきている。その意味で、当該専門職となろうとする者に、社会教育に係る専門職についての基礎的素養としての知識・理解や職に関する理解の習得として、他の実務経験も含めた多様な経験を認めることは、幅広い素養の上に専門的知識・技能を有する専門職の養成・確保の観点から大きな意味を有している。同時に、当該専門職にあることにより獲得することができる経験や職種に関する理解も、当該社会教育施設固有の業務に関する経験・理解にとどまらなくなってきている。</p>	
	法令の名称・関連事項とその内容	社会教育法案 図書館法案 博物館法案
想定される代替案	・資格を取得するために必要な実務経験の範囲を社会教育に係る専門職としての基礎的素養と評価できるものに限らず無制限に拡大する。	
規制の費用	費用の要素	
（遵守費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（行政費用）	新たな費用が生じるものではない。	
（社会的費用）	新たな費用は生じるものではない。	
規制の便益	便益の要素	
（直接便益）	・より多様な人材に対し、社会教育に係る専門的資格取得の機会を拡げることができる。	
（社会便益）	・専門的職員の増加を通じて施設の種別を超えた連携・協力が一層進むことに資する。 ・利用者については、より幅広い知識・経験を持った専門的職員から多様な学習機会の提供を受けることが可能となる。	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	評価結果は妥当。	
有識者の見解その他関連事項	（政策評価に関する有識者会議） ○意見聴取時期：平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 2 月 12 日 ○主 意 見：評価結果は概ね妥当。 ・「評価結果」について、新たに欄を設けるなど評価票上明確にすること。 ・本規制緩和により、施設の種別を超えた連携協力の進展に資するようにすること。 ・本規制緩和により、より幅広い知識・経験を持った専門的職員から多様な学習機会が提供されるようにすること。 ・本規制緩和の効果をあげるために、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身につけることも重要である。	
レビューを行う時期又は条件		
備考		